

地方独立行政法人下関市立市民病院 令和8年度 年度計画

第1 年度計画の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの1年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院が担う役割と機能

(1) 診療機能等の充実

- ・下関医療圏における中核的医療機関として、市民病院に求められる良質かつ高度な医療の安定的な提供に取り組む。
- ・市民ニーズの多い新生物系（悪性腫瘍など）、循環器系や筋骨格系の疾病について、市立病院として高度専門医療の充実を図る。
- ・地域の医療機関との連携強化・機能分化を進め、地域のニーズに即した医療を提供する。
- ・緩和ケア病棟の活用により、治療中の患者の苦痛を和らげることのできる環境を整える。
- ・がん患者に対しての就労支援など、がん相談体制の充実を図る。
- ・二次救急医療機関として、多職種が協力して、救急診療体制の確保・充実に努めるとともに、地域の医療機関等との連携及び役割分担の下で、救急患者の積極的な受入に努める。
- ・健診センターの実施体制を充実させ、人間ドックや企業健診、各種検診などの健診事業を継続して実施することにより、市民の健康増進に貢献する。
- ・糖尿病教室、ランチ de 糖尿病食、楽塩教室、そらまめ教室等を開催し、生活習慣病をはじめ各種疾病に関する知識の普及・啓発を行う。

指 標	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
手術件数	2,124件	2,100件	2,100件
冠動脈形成術（PCI）実施件数	148件	140件	140件
消化管内視鏡治療件数	704件	350件	350件

外来化学療法実施件数	2,239 件	2,140 件	2,200 件
二次性骨折予防継続管理料算定件数	229 件	190 件	195 件
緩和ケアチーム介入件数	265 件	50 件	70 件
がん相談件数	1,195 件	1,140 件	1,150 件
救急車搬送受入件数	3,263 件	3,150 件	3,100 件
救急車搬入後入院患者数	1,960 人	1,800 人	1,800 人
健康診断実施件数（人間ドックを含む。）	4,487 件	4,500 件	4,300 件

(2) へき地医療拠点病院としての役割強化

- ・ 蓋井島への巡回診療を継続して実施し、へき地に暮らす市民の医療の確保に努める。
- ・ 市立豊田中央病院には医師を派遣するなど連携を図り、へき地医療への支援を積極的に行う。

(3) 災害時及び感染症流行時における対応

- ・ 災害拠点病院として、災害時においても継続して医療が提供できるよう、院内の災害対策マニュアルや業務継続計画（BCP）の周知や災害訓練の実施に努め、これらを通じ、職員の防災意識を高める。
- ・ 平時から県内の他の災害拠点病院及び市消防本部と連携を密にし、院外で開催される災害訓練に積極的に参加するとともに、災害発生時には、山口県の要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）を現地に派遣して医療救護活動を行う。
- ・ 災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進めるとともに、院内の災害対策マニュアルや業務継続計画（BCP）について、必要に応じ見直しを行う。
- ・ 第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき入院が必要な感染症患者を受け入れるとともに、新興・再興感染症の流行時においては、行政等の関係機関や地域の医療機関等との連携・協力のもと、通常診療との両立を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

- ・新興感染症等の感染拡大時に備え、平時から行政等の関係機関や地域の医療機関等との連携に努めるとともに、感染症患者の受入れに必要な院内環境の整備及び感染症対策に必要な医療材料の備蓄を図る。

(4) 地域医療への貢献

- ・下関市が策定する新下関市立病院整備基本計画を踏まえ、2病院の再編・統合に向けた取組及び地域医療連携推進法人下関医療圏医療連携推進機構の業務を進めることで、将来に向けた持続可能な医療提供体制の構築に努める。
- ・地域医療支援病院として、地域の医療機関との役割分担及び連携を図り、紹介患者の受入れ及び逆紹介の推進に努めるとともに、医療機器や設備の共同利用などの対応を更に充実させる。
- ・院内外の医療従事者に向けた研修を開催するとともに、登録医制度や地域連携パスの活用により、病診連携・病病連携の更なる強化を図る。
- ・地域全体で切れ目のない医療・介護の提供につながるよう、急性期病院として、地域の医療・介護・福祉関係機関、行政等との連携や協力体制の維持・強化に努める。
- ・在宅療養を行っている患者が病状の急変等により入院が必要となった場合に、在宅医療を提供する医療機関と連携し、円滑な入院受入れを行う。
- ・医学生や看護学生をはじめ医療従事者を志す学生の実習受入れを積極的に行うとともに、中高生に対する職業体験等を実施し、将来における地域医療の担い手の育成に努める。
- ・復職支援セミナーを開催するなど、潜在看護師の再就職を支援する。

指 標	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
紹介率	68.3%	68.5%	70.0%
逆紹介率	112.8%	115.0%	120.0%
地域医療研修会開催件数	14件	12件	12件

2 患者満足度の向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

- ・インフォームド・コンセント（説明と同意）については、患者が納得し

て治療を受けられるよう丁寧かつ十分な説明を行うとともに、患者やその家族等の不安が軽減できるよう看護師を中心とした医療従事者が同席し、意思決定の支援を行う。

- ・「医療安全管理マニュアル」により、患者の安全確保に万全の対応ができるように医療安全管理体制の充実に努める。
- ・患者やその家族等の様々な不安の解消の支援をするため、患者相談支援機能の充実に努める。
- ・入院を予定している患者が安心して入院医療を受けられるよう、入院支援センターの体制や機能の充実に努めるとともに、多職種が連携し、入院から退院までの間の円滑な支援を行う。
- ・チーム医療を推進するため、専門スタッフ間の連携を強化するとともに、委員会やチーム活動等を通じて、多職種がそれぞれの専門領域の知識を活かし、患者にとって最適な治療やケアの検討を行う。
- ・クリニカルパスを積極的に活用するとともに、適時適切な見直しを行うことで医療の標準化と効率化を図り、良質な医療を効果的に提供する。

指 標	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
インフォームド・コンセント時における医療従事者の同席率	99.6%	99.6%	99.7%
クリニカルパス適用率	46.3%	45.0%	47.5%

(2) 職員の接遇向上

- ・挨拶の励行や接遇に関する研修等を実施し、接遇レベル・応対力の向上を図る。
- ・定期的にCS（患者満足度）推進委員会を開催し、職員の接遇向上意識を醸成する風土づくりに努める。

(3) 患者の視点に立ったサービスの提供

- ・患者満足度調査や院内に設置した意見箱「みんなの声」による意見聴取を継続することにより、患者ニーズを的確に把握し、患者サービスの向上を図る。
- ・院内ボランティアが活動しやすい環境を引き続き維持するとともに、職

員と連携をとりながら患者サービスの向上に取り組む。

指 標	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 見込	令和 8 年度 計画
患者満足度調査アンケート結果	87.9 点	89.0 点	90 点

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

- ・診療機能の維持・強化のため、大学医局やその他の教育・養成機関との連携を強化し、医師をはじめ、看護師、薬剤師その他医療技術職員の適時適切な採用を進める。
- ・新卒者や職員の定着率向上に向けた取組を推進し、安定的な人材確保につなげる。
- ・臨床研修医の確保を図るため、研修プログラムの充実に努める。併せて、専攻医の専門医資格取得に対する支援等を図り、若手医師にとって魅力ある病院を目指す。

指 標	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 見込	令和 8 年度 計画
初期臨床研修医マッチング数	5 人	5 人	5 人

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

- ・医療職の専門性を高めるため、医師、看護師、医療技術職員などの医療スタッフを院外の研修に積極的に参加させる。
- ・教育研修計画に基づき研修を行い、質の高い医療を提供することができる人材の育成に努める。
- ・看護キャリア開発ラダーを活用し、個々のキャリア開発を行うとともに、院内での看護管理者の育成を推進する。
- ・認定看護師教育課程及び特定行為研修に係る看護師の育成については、計画的かつ戦略的に行い、職員が資格を取得、維持する際に支援を行う。

指 標	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 見込	令和 8 年度 計画
認定看護師数	12 人	13 人	11 人

4 医療に関する調査及び研究

- ・医療の発展につながる臨床研究や治験について、倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性を十分調査した上で実施し、新しい治療法や新薬の開発に貢献する。
- ・DPCデータやクリニカルパス等を活用して、医療の質及び効率性の向上を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の充実

(1) 業務運営体制の構築

- ・理事長のリーダーシップの下、機動的な経営判断や予算執行により、効率的かつ効果的な業務運営を推進する。
- ・理事会や病院内の経営会議等において、経営分析の実施や計画の進行管理等を行うことにより、費用対効果などのコスト意識の醸成を図り、継続的な業務運営の改善につなげる。
- ・経営基盤を支える組織体制を整えるとともに、各職種が連携して、診療報酬改定への対応や変化する医療需要の動向等を的確に把握・分析し、戦略的な業務運営を推進する。

(2) 事務職員の人材確保及び育成強化

- ・事務職員について、専門的な知識・経験を有する職員の採用や研修制度の充実等により、病院特有の事務に精通した職員の確保・育成に努める。

(3) 外部評価等の活用

- ・令和7年8月に病院機能評価を受審し、更新認定を受けた。今後も医療の質的改善活動に継続して取り組む。
- ・地方独立行政法人法に基づく市からの評価等を受け、業務の改善を図る。

(4) 内部統制の充実・強化

- ・内部統制の充実・強化を図るため、内部監査の実施やリスク管理の徹底に努める。
- ・コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）に関する研修を実施するなど、職員の倫理観の向上に努め、医療法をはじめとする関係法令や行動

規範の遵守を徹底する。

(5) 情報公開

- ・診療録（カルテ）等の個人情報については、関係法令、ガイドライン、市の関係条例、法人規程等を遵守し、個人の権利利益が侵害されないよう適正な管理に努める。
- ・診療録の情報開示の請求があった場合には、個人情報の保護に関する法律、下関市の関係条例、法人規程等に基づき適切に対処する。

(6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

- ・市民公開講座の開催など、市立病院として市民が必要としている医療に関する情報の普及啓発に努める。
- ・ホームページや病院広報紙等を活用して、市民病院の機能や役割、診療実績等を広く情報発信し、市民に開かれた病院づくりに努める。

指 標	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
市民公開講座開催件数	2件	2件	2件
病院広報紙「まごころ」発行回数	4回	4回	4回

(7) 人事制度・給与体系の構築

- ・職員のモチベーションの維持・向上を図るため、人事評価制度を引き続き実施するとともに、適宜制度の見直しを検討し、より適切な人事評価制度の構築を図る。
- ・組織全体の活性化を図る観点から、人事評価制度の評価結果や法人の業務実績、社会情勢の変化等を踏まえた給与制度の運用に努める。

(8) デジタル化への対応

- ・デジタル技術・設備・機器の導入・活用を推進し、医療の質の向上、患者サービスの向上、医療従事者の負担軽減を図る。
- ・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用し、医事データの出力等の単純事務作業を自動化するなど、業務の効率化に継続して取り組む。

- ・生成A I を活用し、医師の退院時サマリーの作成を支援するなど、職員の業務の軽減及び効率化に継続して取り組む。
- ・厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえた情報セキュリティ対策の徹底を図る。

2 働き方改革の推進

- ・職員が健康で安心して働き続けることができるよう、育児・介護等の支援制度の周知徹底はもとより、職員の勤務環境の向上に取り組み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保を推進する。
- ・働き方改革を実現するため、医師をはじめとする各職種のタスク・シフト／シェア（業務の移管や共同化）等を推進し、職員の勤務負担軽減及び時間外労働の短縮を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 安定した経営基盤の確立

- ・安定した経営基盤の確立を目指し、部門別の収支分析や同規模病院との比較による分析を行うことなどにより、経営上の把握とその改善に努める。

指 標	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
経常収支比率	95.5%	91.8%	98.2%
修正医業収支比率	93.9%	89.8%	95.2%

2 収益の確保

- ・地域連携室を中心に病床管理を効率的に行い、病床稼動調整会議による退院調整方針をもとにして病床稼動率の向上を図る。
- ・地域の医療機関との関係を密にし、顔の見える連携を推進することにより、新入院患者数を増やし、収入の増加を図る。
- ・診療情報データの分析や診療報酬改定への的確な対応、新規加算の積極的な取得、適切な診療報酬請求等を行うことにより、継続的に安定した診療収入の確保に努める。
- ・入院時の保険確認や夜間診療における医療費預かり制度、入金確認後の

退院手続きを徹底することにより、未収金とならないような対策を講じる。

- ・未収金が発生した場合は、電話・文書による督促や訪問回収等の多様な方法により、早期回収に努めるとともに、弁護士による未収金回収を行い、長期に亘る未収金の回収に努める。

指 標	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
病床稼働率	80.2%	77.8%	75.7%
入院診療単価	70,354円	70,000円	72,000円
外来診療単価	25,460円	24,000円	25,000円

3 経費の適正管理

- ・医療の質や患者サービスに十分配慮した上で、適正な職員配置と人件費比率の目標管理に取り組む。
- ・診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進等による材料費の抑制等により、費用の適正化を図る。
- ・繰出基準に基づく下関市からの運営費負担金を除いては、法人の事業収入をもって事業経費に充てることができるよう、健全な病院経営に取り組む。

指 標	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
人件費比率（対修正医業収益）	56.2%	56.4%	51.2%
材料費比率（対修正医業収益）	30.8%	31.3%	30.1%
経費比率（対修正医業収益）	14.7%	16.0%	16.4%
後発医薬品使用比率	90.6%	90.0%	90.0%

4 計画的な施設及び医療機器の整備

- ・築35年以上経過した施設・設備について、必要性・採算性を十分考慮

した上で適時適切な更新、修繕を行い、その安全性及び病院機能の継続性を確保する。

- ・耐用年数を経過した医療機器、院内システムを計画的に更新することにより、医療の質を高める。

＜主な施設整備及び医療機器の更新＞

- ・核医学診断装置更新

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

- ・市立病院として、下関市との連携体制を維持するとともに、下関市が実施する健康福祉関連施策に対して積極的に協力する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入		
営業収益		10,289
	医業収益	9,768
	運営費負担金等収益	490
	その他営業収益	31
営業外収益		68
	運営費負担金収益	20
	その他営業外収益	48
資本収入		652
	運営費負担金	397
	長期借入金	250
	その他資本収入	5
計		11,009
支出		
営業費用		10,062
	医業費用	9,808
	給与費	4,792
	材料費	3,221
	経費	1,742
	研究研修費	53
	一般管理費	254
営業外費用		38
資本支出		1,128
	建設改良費	328
	償還金	791
	その他資本支出	9
計		11,228

（注記）計数は、項目ごとに端数を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分		金 額
収益の部		10,765
	営業収益	10,701
	医業収益	9,748
	運営費負担金等収益	892
	補助金等収益	31
	資産見返負債戻入	30
	営業外収益	64
	運営費負担金収益	20
	その他営業外収益	44
	臨時利益	0
費用の部		10,966
	営業費用	10,924
	医業費用	10,237
	給与費	4,724
	材料費	2,936
	経費	1,596
	減価償却費	932
	研究研修費	49
	一般管理費	268
	控除対象外消費税等	419
	営業外費用	42
	臨時損失	0
純利益		△201
目的別積立金取崩額		0
総利益		△201

(注記) 計数は、項目ごとに端数を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分		金 額
資金収入		11,837
業務活動による収入		10,357
	診療業務による収入	9,799
	運営費負担金等による収入	510
	その他の業務活動による収入	48
投資活動による収入		403
	運営費負担金等による収入	403
	その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入		250
	長期借入れによる収入	250
	その他の財務活動による収入	0
前年度からの繰越金		827
資金支出		11,228
業務活動による支出		10,109
	給与費支出	5,046
	材料費支出	3,221
	その他の業務活動による支出	1,842
投資活動による支出		328
	有形固定資産の取得による支出	328
	その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出		791
	長期借入金の返済による支出	779
	移行前地方債償還債務の償還による支出	12
	その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金		609

(注記) 計数は、項目ごとに端数を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1,500百万円
- 2 想定される短期借入金の発生事由
賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第11 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画 (単位：百万円)

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器整備	250	下関市からの長期借入金等
院内施設整備	0	